

県工業試験場跡地利活用検討委員会 設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、県工業試験場跡地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、県工業試験場跡地の利活用について、周辺の個別開発の進展等も踏まえ、周辺の土地所有者4者からなる連絡会で合意した「まちづくりの基本的な考え方」を尊重しつつ、導入が望まれる機能や土地の取扱いなど同跡地の利活用の方向性の検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長代理としてその職務を代行する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した者を委員の代理として出席させることができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員会設置後の最初の会議は、知事が招集することができる。